

令和 2 年度第 3 回宮城県建築審査会

日 時 令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時 00 分
場 所 仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
宮城県自治会館 201 会議室

次 第

1 開 会

2 審議事項

第 1 号議案

建築基準法第 94 条第 1 項の規定に基づく審査請求について

第 2 号議案

建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路内建築の例外許可について

第 3 号議案

建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路内建築の例外許可について

3 報告事項

令和 2 年度第 2 回宮城県建築審査会の議案の処理結果について

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

4 その他

・ 次回の建築審査会の開催予定について

令和 3 年 3 月 22 日 (月) 午後 4 時 00 分から

宮城県行政庁舎 6 階 611 会議室

5 閉 会

会議事録

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員間の距離の確保、消毒液の設置、室内の換気等を行いますが、出席の皆様には、マスクの着用、咳エチケットに御配慮、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員6名の出席をいたしております。
宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。
それでは会長、審議の進行をお願いいたします。

<次第1 開会>

会長 ただいまから、令和2年度 第3回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴希望者がおります。

会長 傍聴の方は、お手元の傍聴要領に従って傍聴してください。
なお、審議中は、写真撮影、録画、録音等はご遠慮くださいますようご協力をお願いします。

<議事録署名委員の指名>

会長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、鈴木委員と佐藤委員にお願いします。

< 会議の非公開について >

会長 本日は公開による口頭審査終了後に、裁決に関する審議を行う予定としています。宮城県建築審査会条例に基づき、会議は公開としておりますが、裁決の審議となりますので、宮城県建築審査会条例第9条に基づき非公開としたいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

会長 法律がご専門の鈴木委員、補足願いませんか。

鈴木委員 裁決の審議は、委員間で自由闊達に協議する必要がありますので、通例、この種の審議に当たっても、非公開とされているものが多いと思いますので、裁決の審議は非公開というかたちでよいと思います。

会長 ありがとうございます。他の委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

会長 御異議がないようですので、裁決の審議は非公開とさせていただきます。

< 次第2 審議事項 >

会長 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。

議案3件と報告事項44件でございます。

第1号議案は、建築基準法第94条第1項に基づき令和2年10月30日付け宮城県建築審査会宛に提起された審査請求についての案件です。

第2号議案、第3号議案は、建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく

道路内建築の例外許可についてです。

場所は、利府町で、用途は自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる休憩所です。

また、報告事項といたしましては、令和2年度第2回宮城県建築審査会の議案の処理結果と、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

<第1号議案の審議>

会長 個別の案件について審議いたします。

<口頭審査>

会長 それでは、審査請求人及び処分庁の方々を入室させてください。

会長 議案第1号の建築審査請求に係る口頭審査に入ります。

まず、事務局より議案の概要及び注意事項等を説明願います。

事務局 (第1号議案について説明)

<注意事項等の説明>

事務局 本日の口頭審査は建築基準法第94条第3項の規定に基づいて行いますので、御出席の方は、審査会会長の指示に従っていただきますようお願いいたします。

また、審議時間につきましては、概ね60分以内と考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは会長よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、口頭審査を始める前に出席者の紹介をいたします。

私は、会長の風見でございます。よろしくお願ひいたします。

出席者は配布している座席表のとおりとなります。私の両側に着席されている方は、建築審査会の委員の皆さんでございます。また、私が向かって右側が審査請求人側の皆さん、左側が処分庁側の皆さんとなります。その後ろは、審査会事務局の職員です。

この口頭審査は、先に提出されております審査請求書、弁明書、反論書等についての補足と、私ども建築審査会委員との質疑応答を行うものでございます。したがいまして、審査請求人と処分庁はそれぞれ双方との直接の議論のやりとりは、控えるようお願いします。

また、発言にあたっては、必ず挙手をし、許可を得てから発言されますようお願いします。

それでは、まず審査請求人側、処分庁側の出席者の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、出席者の確認をいたします。お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、着席したままで結構ですので、ご返事願います。

それでは、まず、審査請求人側の出席者から確認いたします。審査請求人側は2名が出席しております。

○○ ○○ 様

○○ ○○ 様

続いて、処分庁側の出席者を確認いたします。処分庁は一般財団法人宮城県建築住宅センターとなりますが、その代理人2名が出席しております。

一般財団法人宮城県建築住宅センター ○○ ○○ 様

同じく

○○ ○○ 様

会長 それでは、審査請求人側、処分庁側それぞれから陳述を求めます。なお、審査請求書、弁明書、反論書等については、全て読ませていただいております。したがいまして、陳述に当たりましては、特に主張したい点や補足したい点について述べようお願いいたします。また、発言時間は5分程度でお願いいたします。

まず審査請求人側からお願ひいたします。

審査請求人 我々としては、記載の処分を取り消していただきたいというのが主張でございます。

理由として8つ上げておりますが、①番目及び日影規制の対象に関してですけれども、当該地域は、近隣商業地域であります、日影規制の対象外であることは承知しています。しかし、建築基準法第56条の2の趣旨からいたしまして、近隣商業地域や準工業地域でありますても、原則として日影規制の対象とすべき地域であると認識しているのですけれども、なぜか名取市の場合、それが外れているということでございます。そもそも、このことについて、昭和50年代に宮城県の日影規制が作られた時に、仙台市に関しては、近隣商業地域及び準工業地域についても日影規制の対象内になっているということで、都市計画、建築基準法上、住民の健やかな健康や日照権に配慮した法律の運用となっていると思うのですが、なぜか、宮城県の仙台市以外の地域についてはそれが外れているということあります。原則として、日影規制の対象内となるはずなのですけれども、その運用というものがなぜかなされていないということを、今回、私たちとしては訴えたいことの一つなのですけれども、そもそも、これが外れているということで、県側の不作為があるのではないかということと、我々の生活権の侵害が行われているということが特に主張したいことの一つであります。

また、もう一点なのですけれども、私どもが最初審査請求した時、書類の開示を求めたのですけれども、開示を拒否されまして、天空率とかそういったものに関して、閲覧することができなかつたということに関して、遺憾の意を申しあげたいということあります。書類に関しましては、先日、いただきましたので、見ることは可能になったのですけれども、その書類も含めて妥当性を改めて検討していただきたいということもあり、審査請求をしたものであります。

会長 よろしいですか。それでは、次に処分庁側から陳述をお願いいたします。

処分庁 処分庁としての弁明の補足を行います。

今回の審査請求の内容が、建築確認の処分を取り消すとの裁決を求める請求になっておりますが、この確認処分が建築基準法及び建築基準関係規定のどの部分に抵触しているか何も示されていないばかりか、工事中の騒音と、審査対象とならないものを理由としたものであることから、不適切な請求であることは、弁明書、及び、再弁明書に記載したところであります。

これと併せて、審査請求書2に記載されている、処分のあった日のことを知った日のことを、令和2年8月19日と記載している点について指摘させていただきます。請求人自ら提出している、甲第4号証、6月より審査請求人が記録している騒音・振動数値記録では、6月には建築工事が始まっていることを示し、この時点で既に建築確認処分がなされていたことを知り得ていると考えます。また、反論書に記載されている、6月1日の建設が始まった後に、県土木事務所を通じて、申請を認可していることを開示している状況の記載からして、処分があったことを知った日は、8月ではなく、6月であることを自ら示しているものであります。このことは、請求人の一人である、○○○○氏が6月11日、夕方に処分庁、当センターを訪れ、確認図書の開示を求めていることも、処分があったことを知った日は、8月ではなく6月であることは明白であります。よって、この審査請求は3ヶ月をすでに経過しているため、行政不服審査法18条の規定により請求資格がない請求であり、この点からも却下を求めるものであります。以上です。

会長 処分庁側からの陳述がありましたが、審査請求人側から更に補足の陳述はありますか。

審査請求人 私、○○○○が、隣の○○様に、建築確認があるとお教えしたのが8月19日です。ですので、○○様が、この建築確認の書類の存在を知ったのが8月19日ですので、処分があったことを知った日を8月19日として書類を提出しております。

審査請求人	<p>この問題に関しましては、我々は素人ですので、作業を分担して行って参りました。</p> <p>私、請求人の〇〇と申しますけれども、私が知り得た日は8月19日ということでこのような書類にさせていただいております。〇〇さんに関しましては、このように建築についていろいろ調べていただいておりまして、日付の齟齬というかズレが生じておりますので、その辺を御理解いただければと思います。以上です。</p>
会長	審査請求人側から補足がありましたら、処分庁側から更に補足の陳述はありますか。
処分庁	私どもは、3ヶ月を過ぎているという判断をもっています。よって、これは、審査請求になり得なかつたものだと思っております。以上です。
審査請求人	その点に関しましてですけれども、私が県の土木事務所に伺って書類の開示を求めて、建築確認の下りた日、5月に、書類を見ることはできませんでした。書類が届いていると県土木事務所から連絡があったのは、6月の10日頃だったと思います。現実として知り得る日というのはそこしかなかつたということは述べたいと思います。
会長	双方、補足の陳述はありますか。
処分庁	今の御発言からして、6月10日には知り得たものとして、私どもは認識しております。以上です。
会長	陳述の方、以上でよろしいでしょうか。 それでは、陳述が終わりましたので、委員の皆さんから何か質問がありましたら、どうぞお願いいたします。 まず、審査請求人側に質問がありましたら、よろしくお願ひします。

鈴木委員	委員の鈴木と申します。 今、審査請求の処分があつたことを知つた日のことが俎上になつてゐるようですが けれども、〇〇さんに関して6月10日に知り得たとして処分庁側で聞いたところ ですけれども、ざくくばらんな話でいいので、〇〇さんは8月19日に〇〇さんから 伝えられたということでしたが、〇〇さん自身が処分があつたことを知つた日と なると、6月の10日になるのですか。
審査請求人	はい。 正確な日時は覚えていませんが。
鈴木委員	そこは正直に6月10日ですということになるのですか。
審査請求人	はい。 〇〇さんにお知らせしたのが8月19日になるということです。
鈴木委員	〇〇さんが知つたのは6月10日で間違いということでよろしいですか。
審査請求人	はい。
会長	他に審査請求人側への質問はござりますか。 よろしいですか。 それでは、次に、処分庁側に何か質問がありましたら、よろしくお願ひいたしま す。
高橋委員	名取市の中高層の建築物の建築に関する指導要綱で、お知らせ看板のような標識 を、建築確認を提出する時点でセンターで確認されていて、その日付というのも確 認されているのでしょうか。
処分庁	指導要綱については、確認審査上、一切、関係ありません。以上です。

- 会長 他には何かありますか。
- 鈴木委員 また、処分があつたことを知つた日のことがこの場で一番の争点となっているような感じなので、改めて聞きますが、処分庁の方での反論書、弁明書を見ますと却下するということが当初からなのですが、もともと、弁明書で書かれている却下の趣旨というのは、記載されているとおり、中身のことであつて、請求人が知つた日のこととは頭になかったのでしょうか。弁明書なり反論書のあたりでは。
- 処分庁 弁明書を書く段階で、ここに書いた〇〇様がこちらに来たということについて、気づいていない点もございました。ただ、反論書が出た時点で、明確に、我々の窓口に来ているということについて、我々、確認できましたので、改めて、今日、主張させていただいている点でございます。以上です。
- 鈴木委員 了解しました。
- 会長 他にございますでしょうか。
よろしいですか。これで口頭審査は終了とさせていただきます。
なお、以降の裁決に関する審議については非公開とさせていただきます。
裁決の結果は、事務手続き終了後に、審査請求人、処分庁にそれぞれ後日書面で通知いたします。
それでは、審査請求人側及び処分庁側の方は、退席をお願いします。
傍聬人の方も一度退席をお願いします。審議が終了し、第2号議案に移りましたら呼び込みをしますので、残られる方は待機席でお待ちください。

※裁決に関する審議の議事録は非公開

<裁決に関する審議終了>

会長 傍聴希望の方がいましたら、入室させてください。
それでは、傍聴人がいらっしゃらないようですので、第2号議案と第3号議案に
移ります。

<第2号議案>

会長 続いて、第2号議案と第3号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第2, 3号議案について説明)

会長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

高田委員 喫煙所の換気がどのような構造になっているか図面上わからないのですが。

事務局 元の喫煙所は、写真にあるとおり、スリット状で外に煙が漏れてしましますので、今回、密閉型にすると同時に、喫煙所内のたばこの煙を集めて、建物上部から抜くという計画になっております。

高田委員 人の高さより上に流れていくからいいということでしょうか。

事務局 そういう配慮がなされています。

会長 内容にあまり関係はないのかもしれないけれど、背景はなんですか。これが
必要とされる。施設改善ですか。なにか理由があったのですかね。

事務局 先ほど、御説明したとおり、喫煙所を密閉型にして、利用者の利便性を図るとい

	う趣旨です。
会 長	副流煙などの問題が生じて、ニーズがあったということなのでしょうか。法律上ででしょうか。
事務局	健康増進法の改正に伴いまして、受動喫煙防止のために、密閉型にするというものです。
会 長	社会的情勢を受けて、整備しようということでしょうかね。
高山委員	身障者・急速充電用駐車場は、既存のものを撤去して、新たに設置されるという説明だったかと思いますが、今、なぜ改修するか、今の現状がどうで、どう変わるものかということがよくわからなかつたので教えてほしい。
事務局	高齢者や妊婦の方にも、快適に施設を利用できるように、ゆずりあい駐車区画というものを計画しております、それを含めて身障者用駐車場を改修することとしています。 充電施設については、近年、電気自動車は普及し始めていると言うことを踏まえて今回新設するものです。
会 長	他にご質問はありませんか。 特に問題はないと思いますが、許可が相当と考える理由として、安全性、防火性、衛生性について、特に問題がなければ、許可してよいのかと思います。 ご質問がないようですので、本件の許可につきましては、同意することにご異議ありませんか。
委員一同	異議ありません。
会 長	ご異議がないようですので、本件は同意することとします。 以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。

< 次第2 報告事項 >

会長 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 (報告事項について報告)

会長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願ひします。

ご質問がなければ、続いて、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 (報告事項について報告)

会長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願ひします。

佐藤委員 先ほどの第2、第3号議案のような、同意がなければ建築できない建築物の場合、消防に、審査の書類というのは、この後に、回っていくのでしょうか。

事務局 はい、そうです。

許可をする前に、消防同意を得るために、書類が回っていきます。

佐藤委員 防火上という点で、消防できちんと審査されているかということが気になったので。ありがとうございます。

会長 ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第3 その他 >

事務局 次回の開催日程についてです。次回は令和3年3月22日（月）午後4時から、宮城県行政庁舎6階 611会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご連絡ください。

また、来年度の建築審査会の日程ですが、今年度同様、奇数月の第3月曜日、午後4時からとしてよろしいでしょうか。

以上でございます。

< 次第4 閉会 >

会長 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。

